

会計規程

平成 19 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、愛知県臨床検査標準化協議会運営規程第 16 条の規程に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第 3 条 本会の会計は、法令、設置要綱、運営規程及びこの規程の定めに準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第 4 条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 2 章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第 6 条 本会の一切の取り引きは、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第 7 条 会計帳簿は、現金出納帳とする。

(会計責任者)

第 8 条 会計責任者は、理事会で指名されたものとする。

(帳簿書類の保存)

第 9 条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 10 年
- (2) 会計帳簿、伝票 10 年
- (3) 証拠書類 5 年
- (4) その他の会計書類 5 年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は、会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第 3 章 予算

(目的)

第 10 条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算編成)

第 11 条 本会の事業計画と予算は、理事会の承認を得て会長が定める。

(予算の執行者)

第 12 条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第 13 条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第 14 条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めたときは、科目相互間において資金を流用することができる。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第15条 この規定において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、隨時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第16条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(預金及び公印管理)

第17条 預金の名義人は、会計責任者とする。

2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取り引きを開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならぬ。

(手形現金)

第18条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手元現金を置くことができる。

(残高照合)

第19条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、原則として月1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(定義)

第20条 固定資産とは、耐用年数1年超で、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(取得価額)

第21条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (3) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第22条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、き損、滅失のあつた場合は会計責任者に報告しなければならない。

2 固定資産の滅失は別に定め、理事会の承認により処分できる。

第6章 決算

(計算書類の作成)

第23条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の収支計算書を作成し、理事会に報告しなければならない。

(監査及び報告)

第24条 前条の収支計算書は、監事の監査を受け、理事会にて承認を得た後に、会員に対し文書にて報告する。

(改廃)

第25条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(施行細則)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。